

事前審査回答書

別紙（榎稻城開発 代表取締役 ○○ ○○）

協議課：○○課

1 条例指導基準関係

【条 48, 49】最低敷地面積

・敷地面積は、計画通り 100 m²以上で整備するものとする。

【規 3】接続先の既存道路の幅員

・計画通り、中心から 3.25m の道路後退を確保するものとする。

【規 20】自動車駐車施設の整備

・一戸建ての住宅は、宅地 1 区画に 1 台以上の駐車場を確保するものとする。また、土地利用計画図に駐車位置を表記するものとする。

・違法路上駐車防止に努めるものとする。

【規 29】公害の防止等

・工事施工中の崖崩れ、土砂流出等による災害を防止するため、周辺環境等を考慮して、必要な措置を講じなければならない。

【規 30】良好な景観の形成

・周辺の景観と調和するよう、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインに適合させるものとする。

【規 31】無電柱化の推進

・開発区域内の無電柱化の推進に努めるものとする。

2 条例手続き関係

【条 42】標識の設置等

・標識設置は、事業計画承認申請を提出しようとする日 15 日前までに行うものとする。

【条 45】協定の締結

・公共施設、公益的施設等の管理等について協議し、協定を締結するものとする。

・都市計画法第 32 条に基づき、公共施設管理者と協議し、同意を得るものとする。

【条 46】事業計画承認書の交付

・開発許可申請及び建築確認申請は、事業計画承認書の交付後に行うものとする。

・工事着手は事業計画承認書の交付後に行うものとする

以上、詳細については、●●部 ●●課と協議するものとする。

関係各課協議結果報告書

※作成例

別紙（榎稻城開発 代表取締役 ○○ ○○）

協議課：○○課

1 条例指導基準関係

【条 48, 49】最低敷地面積

・敷地面積は、計画通り 100 m²以上で整備します。

【規 3】接続先の既存道路の幅員

・計画通り、中心から 3.25m の道路後退を確保します。

【規 20】自動車駐車施設の整備

・一戸建ての住宅は、宅地 1 区画に 1 台以上の駐車場を確保します。また、土地利用計画図に駐車位置を表記しました。

・違法路上駐車防止に努めます。

【規 29】公害の防止等

・工事施工中の崖崩れ、土砂流出等による災害を防止するため、周辺環境等を考慮して、必要な措置を講じます。

【規 30】良好な景観の形成

・周辺の景観と調和するよう、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインに適合させます。

【規 31】無電柱化の推進

・本計画は、無電柱化を行います。

2 条例手続き関係

【条 42】標識の設置等

・標識設置は、事業計画承認申請を提出しようとする日 15 日前までに行います。

・近隣住民等に事業内容の十分な説明を行います。また、説明を行ったときは、すみやかに市へ報告します。

【条 45】協定の締結

・都市計画法第 32 条に基づき、公共施設管理者と協議し、同意を得ます。

【条 46】事業計画承認書の交付

・開発許可申請及び建築確認申請は、事業計画承認書の交付後に行います。

・工事着手は事業計画承認書の交付後に行います。

以上▲▲年▲月○▲日、●●部 ●●課と協議しました。

A3 で作成して下さい。
回答書の内容、それぞれに対応
するよう記載してください